

「児童発達支援について」

令和7年度特定教育・保育施設等の集団指導

地域子育て部 療育支援課

目次

I 児童発達支援について

- | | |
|---------------------|------|
| 1. 児童発達支援事業所の役割 | P. 1 |
| 2. 児童発達支援事業所の支援内容 | P. 2 |
| 3. 児童発達支援の対象となることども | P. 3 |
| 4. 児童発達支援の利用手続き | P. 4 |

II 保育園と児童発達支援事業所等の連携事例

P. 5

III 保育園と児童発達支援事業所との連携

P. 6

I 児童発達支援について

1. 児童発達支援事業所の役割

児童発達支援事業所は、主に就学前の障害のあるこどもや、その可能性のあるこどもに対し、以下の支援を行うものです。

本人支援

- ▶ 個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせた支援

家族支援

- ▶ こどもの発達の基盤となる家族への支援

移行支援

- ▶ 障害のあるこどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を受けられるように支援

地域支援・地域連携

- ▶ こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援

I 児童発達支援について

2. 児童発達支援事業所の支援内容

▶ 児童発達支援事業所の支援時間(例) 【個別療育】

月曜日～土曜日
9:30～10:15
10:30～11:15
11:30～12:15
15:30～16:15
16:30～17:15

【小集団療育】

月曜日～金曜日	土曜日
9:30～11:10	9:30～11:10
※午後は放課後等 デイサービス	14:00～17:10

▶ 児童発達支援事業所の支援内容(例)

5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」)の視点を踏まえ、総合的に支援

- ・ 絵カードや時計、ストップウォッチ等を用いた時間の可視化
- ・ トランポリン、バランスボール、平均台、ボール遊び、ダンスなど体を動かす遊び
- ・ 数、大小、重さ、色など概念の理解
- ・ 指差し、サイン、ジェスチャーの獲得、読み書き能力の向上
- ・ 感情のコントロールの習得、集団活動への参加、ルール・マナーを守る心掛けの習得

I 児童発達支援について

3. 児童発達支援の対象となるこども

心身の発達に遅れや障害のある主に6歳までの未就学児が対象

(例) 言葉の発達の遅れ、集中できない、コミュニケーションが取れない、読み書きが極端に苦手など

▶ 対象となる要件は、以下のいずれかを満たしていることが目安となります。

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。
- ・ 医療機関で医師から療育の必要性があると判断されている。
- ・ 船橋市こども発達相談センターで継続して通所相談を受けている。
- ・ ひまわり親子教室、たんぽぽ親子教室、西簡易マザーズホーム、
東簡易マザーズホームのいずれかに通所している又は通所が決定している。
- ・ 児童発達支援センターに通所している又は通所が決定している。 など

▶ 船橋市の児童発達支援受給者数 **1,012人** 児童発達支援事業所数 **74か所**

(令和7年8月時点)

I 児童発達支援について

4. 児童発達支援の利用手続き

1

相談支援事業所と
利用したい事業所を
決める

- ・保護者が相談支援事業所に連絡し、利用計画案の作成を依頼します。
※相談支援事業所が見つからない場合や、保護者が計画を作成したい場合は、セルフプランも可能
- ・保護者が事業所に連絡し、空き状況の確認等を行います。

2

通所受給者証の
申請をする

- ・必要書類の確認と来庁日時のご予約のため、保護者に事前に療育支援課までお電話をいただき、窓口で通所受給者証の申請をします。

3

受給者証交付後
事業所と契約

- ・交付された通所受給者証を事業所に提示して、契約を結びます。
(通所受給者証は、申請後1週間から10日でご自宅に送付されます。)

Ⅱ 保育園と児童発達支援事業所等の連携事例

保育園と児童発達支援事業所の連携事例

保護者の同意を得た上で、電話や会議を通じて、

- ▶ 発達の状況や障害特性、事業所で行ってきた支援内容を共有
- ▶ 保育園に、児童発達支援事業所の支援計画を共有
- ▶ 児童発達支援事業所、保育園それぞれの施設を見学
- ▶ 年長児について、就学前の情報提供書類(引継ぎのための連絡票)を、
保育園と児童発達支援事業所が協力して作成
 - こどもの障害の特性を踏まえた環境調整を行い、より適切な支援につなげる
 - 長期的な支援が必要な場合には、保育所等訪問支援事業に移行

Ⅲ 保育園と児童発達支援事業所との連携

保育園と児童発達支援事業所との連携

こどもやその家族の適切な支援のために…

- ▶ 障害のある子どもの発達支援は、地域の保健、医療、保育、教育等、様々な関係機関が連携して支援しています。
- ▶ 子どもの発達の状況や障害特性、関係機関で行っている支援内容等について関係機関が情報を共有しながら、相互理解を図ることが必要です。

保育園や児童発達支援事業所が、こどもにとってより過ごしやすい環境となるよう、児童発達支援事業所から、子どもの支援内容・支援計画の情報共有や、支援方法についてのご相談などがあった場合には、ご協力を願いいたします。